

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 事務局運営規則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会（以下「本協会」という。）定款第52条第5項の規定に基づき必要な事項を定め、本協会の事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局の事務)

第2条 事務局は、次に掲げるほか当法人の事務全般を所掌する。

- (1) 関係法令、定款及び諸規程において事務局が行うべき事務として定められたこと並びに正会員総会及び理事会において事務局が行うべき事務として決議されたこと。
- (2) 社員総会・理事会など各種会議に関すること。
- (3) 事業計画・収支予算・事業報告・収支決算等に関すること。
- (4) 補助金、助成金、寄附金などの収受に係る手続き。
- (5) 会員及び加盟団体に関すること。
- (6) 個人情報の保護・管理に関すること。
- (7) 財産の保全、管理及び運用。
- (8) 文書の受発信及び保管並びに協会印及び会長印の管理。
- (9) スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会パラリンピック委員会（JPC）、その他視覚障害者ボウリングまたはスポーツに関する団体もしくは行政庁との連絡及び調整。
- (10) 上記の事務を行うために必要な事務。

(職員等)

第3条 事務局の職員（本規程に基づき事務局の事務に従事する者をいう）は、次に掲げる者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局員（事務局長を除く。）

(文書による処理)

第4条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第5条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、代表理事の決済を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第6条 緊急を要する事務の決裁は次によって処理することができる。

- (1) 代表理事が不在である場合は、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合において、事務局長は遅滞なく代表理事の承認を得なければならない。
- (2) 事務局長が不在である場合は、事務局長があらかじめ指定したものが決裁することができる。ただし、代理決裁したものは事後速やかに事務局長に報告しなければならない。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項があれば、代表理事の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規則は2023年10月1日より施行する。
- 2 この規則に定める事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。